

千葉市エンゼルヘルパー派遣事業のご案内

「妊娠し、体調に変化があり、家事をするのが難しい」「出産後、育児のサポートがほしい」「お子さんを見守ってもらい、少しの間休みたい」など、誰かに家事や育児を手伝ってもらいたいときはありませんか？

千葉市では、妊娠中又は出産後、家事又は育児を手伝える方がいない家庭等に、市と契約した事業者からヘルパーを派遣し、家事や育児を援助し、子育てを支援します。

■事業の概要

対象者	他に家事・育児を手伝える方がいない方で、ヘルパーによる援助を希望する家庭 (対象児や利用者が不在、もしくは利用者が在宅ワークで、他に子を監護する方がいない場合、利用不可) ※多胎の場合は、介助者がいても対象となります。
利用期間	妊娠中から出産後 1年未満 (お子さんが 1歳を迎える前日まで)
利用回数	1回 2時間、 1日 2回 (4時間) まで、上限 30回 ※多胎の場合は上限 50回
利用時間	午前 8時～午後 6時 (12/29～翌年 1/3 を除く毎日)
援助内容	①家事援助 (食事作り、洗濯、掃除、買い物) ②育児援助 (授乳、おむつ交換、※沐浴介助、上の子のお世話 など) 詳細は (別紙) をご覧ください

※エンゼルヘルパーの届出事由となる胎児・乳児が多胎児の場合のみ、多胎及び多胎世帯として取り扱います。

■利用料金 (1回 2時間あたり) ※初回は無料。右下の初回無料クーポンを利用当日に事業者に渡してください。)

世帯状況	利用料金	駐車料金	世帯状況を確認するための必要書類
生活保護・市民税非課税世帯	無料	ご自宅に駐車場が無い場合、近隣のコインパーキング等を使用しますので、別途駐車料金が必要 (路上駐車・マンション敷地内通路への駐車はできません)	生活保護受給証明など
市町村民税所得割非課税世帯又は課税額 48,600 円未満の世帯	250 円		課税証明書
ひとり親 (児童扶養手当受給相当) 又は多胎世帯	840 円		ひとり親 (課税証明書) 多胎世帯 (母子手帳の写し)
その他の世帯	1,680 円		なし

■キャンセル料金について

利用者の都合 (お子さんやご家族の方が発熱や感染症の場合も含む) により、ヘルパー派遣が中止された場合は、以下のキャンセル料金が発生いたします。

派遣前々日の 16 時までに連絡	派遣前日の 16 時までに連絡	派遣前日の 16 時以降～当日の連絡
無料	840 円	1,680 円

キリトリ線

産後ケア事業のご案内

産後の育児や体調に、不安や困りごとはありますか？

千葉市では、育児などに不安があり、サポートが必要なお母さんと赤ちゃんを対象に、助産師が心身のケアや育児指導をおこなっています。

詳しくは、こちら



千葉市エンゼルヘルパー派遣事業

(初回無料クーポン)

このクーポンで、初回利用分が無料となります。

※キャンセル時は、現金でキャンセル料金をお支払いください。

利用日 年 月 日

登録番号 _____

氏名 _____

■利用までの流れ ①～③

① 電子申請又は申請書により、「事前登録」「利用申請」をしてください。

申請方法1 インターネットより、電子申請してください。《推奨》

電子申請はこちら→



申請方法2 申請書に必要事項を記入し、以下の提出先へ申請してください。

▶利用希望日が決定している方→「エンゼルヘルパーサービス登録・利用申請書」

▶利用希望日が未定の方→「エンゼルヘルパーサービス登録申請書」

申請書配布場所 保健福祉センターこども家庭課・健康課、幼保支援課

申請書は市HPからダウンロード可能です。

提出先

▶持参の場合 保健福祉センターこども家庭課・健康課、幼保支援課の窓口

▶郵送の場合 〒260-8722 中央区千葉港1-1 千葉市役所幼保支援課

▶FAXの場合 043-245-5629 (幼保支援課)



いずれの方法も、申請期限は利用希望日の5日前まで（閉庁日を除く）です。

現在、利用が増加しております、初回利用の調整に時間がかかります。余裕をもってお申込みください。

利用希望日を未定で申請した方は、希望日が決定したら、幼保支援課へご連絡ください。（電子申請、電話又はメール）

② 派遣調整 登録事業者（ヘルパー）と市が調整し、派遣の可否をお知らせします。日程確定後、初回ご利用前に、制度案内の書面をお送りしますので、内容をご確認いただきご了承の上ご利用をお願いします。また、市コーディネーターのお電話等による説明も可能です。ご希望の場合はご連絡ください。

③ 利用日当日 事前に調整した時間にヘルパーがご自宅へ訪問し、サービスを行います。

なお、当日、利用者や対象児、同居家族に発熱等の症状がある場合、ご利用いただけません。

これは、派遣ヘルパーを介して別の家庭に風邪などのウイルスを持ち込まないようにする趣旨です。

【よくあるご質問】

Q 事業者を選択することはできますか？

A 可能です。市HPに事業者一覧を掲載していますので、ご覧ください。特にご希望がない場合は、市のコーディネーターが調整いたします。

Q サービス内容について、できること・できないことを詳しく知りたいのですが。

A 援助内容の詳細については、「(別紙) エンゼルヘルパー派遣事業のご案内」をご覧ください。

Q 夫が休みで家にいますが、利用できますか。

A 利用者の他に、手伝ってくれる方が家にいる場合は派遣できません。ただし、その在宅している方が、在宅勤務等でお手伝いできる状況でない場合には利用できます。

【お問い合わせ・ご利用の連絡先】

千葉市役所 幼保支援課

電話：043-245-5180 FAX：245-5629 メール：angel@city.chiba.lg.jp

開庁日：月～金（祝日・年末年始除く）8:30～17:30

※令和8年1月5日より開庁時間が9:00～17:00に変更となります

エンゼルヘルパーHP

